

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）
整備運営事業

入札説明書

平成23年4月5日

鶴ヶ島市

目 次

第1 入札説明書等の定義	1
第2 対象事業の概要	
1. 事業名称	2
2. 公共施設等の管理者の名称	2
3. 事業実施場所等	2
4. 事業内容	2
第3 事業者募集等のスケジュール	5
第4 入札参加者に関する条件	
1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
2. 入札に関する留意事項	10
3. 入札に関する手続き	11
第5 入札書類の審査及び落札者の決定	
1. 審査委員会の設置	16
2. 審査の手順及び方法	16
3. 落札者の決定	17
第6 提案に関する条件	
1. 事業用地等	18
2. 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件	18
3. 市への施設の所有権の移転に関する条件	19
4. 事業計画の提案に関する条件	19
第7 事業実施に関する事項	
1. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	24
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	24
3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等	25
4. 事業の実施状況の監視	25
5. 支払手続き	25

第8 契約に関する事項	
1. 事業契約の締結等	27
2. その他	28
第9 入札説明書等に関する問い合わせ	29

様式

- 様式1 入札説明書等説明会兼現地見学会参加申込書
- 様式2 入札説明書等に関する質問・意見書の提出届
- 様式3 入札説明書等に関する質問書
- 様式4 入札説明書等に関する意見書

別添資料

- 別添資料 要求水準書
- 別添資料 落札者決定基準
- 別添資料 様式集
- 別添資料 基本協定書（案）
- 別添資料 事業契約書（案）

第1 入札説明書等の定義

本入札説明書は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、平成23年2月21日に特定事業として選定した鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に交付するものである。

なお、本入札説明書と併せて交付する次に掲げる資料については、本入札説明書と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「入札説明書等」として定義する。

- 1 要求水準書 市が選定事業者に要求する具体的なサービス水準を示すもの
- 2 落札者決定基準 入札参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの
- 3 様式集 提案書の作成に使用する様式を示すもの
- 4 基本協定書（案） 事業契約の締結に向けて、市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの
- 5 事業契約書（案） 市と本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）が締結する事業契約書の案を示すもの

また、本入札説明書等と、既に公表している実施方針（修正版）及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答とに相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 対象事業の概要

1 事業名称

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

鶴ヶ島市長 藤縄 善朗

3 事業実施場所等

- 1) 事業用地：埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸 79 番地 2
同 字沼北 176 番地 2

- 2) 敷地面積：約 6,774 m²（公簿面積）

※敷地条件に関し留意すべき事項については、要求水準書を参照。

- 3) 施設概要（本事業によって整備される施設及び運営等）

① 施設の供給能力

一日当たり6,500 食（食缶方式、2献立）

② 施設の主要機能

本体施設：給食エリア、事務エリア、その他のエリア

付帯施設：排水処理施設、受水槽、廃棄物置場、配送車車庫、植栽、駐車場、
駐輪場、構内通路、門扉・フェンス、防火貯水槽 など

③ 配送校数

小学校8校、中学校5校

4 事業内容

1) 事業目的

市では、現在、第一学校給食センター及び第二学校給食センターの2施設により、1日当たり約 6,200 食の給食を市内の全小中学校に提供している。しかし、両センターは開設後、32年、26年が経過し、経年により施設・設備機器とも老朽化が進行している。衛生管理面の脆弱さなどの課題もあり、将来にわたって安全でおいしい給食を安定的に提供するため、更新施設の整備が急務となっている。

一方では、市を取り巻く社会経済情勢や財政状況は厳しさを増しており、効果的・効率的な施設整備・管理運営が強く要請されているところである。

本事業は、PFI法に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ねることにより、ライフサイクルコ

ストの縮減を図ろうとするものである。

また、施設の整備に当たって、高い衛生水準を確保しつつ、学校給食の意義を踏まえ、正しい食習慣の形成に資する食器類の導入、食物アレルギーに対応した給食の提供、地産地消、食文化の継承など食育の推進に寄与する施設とし、学校給食に係る施策の充実を図ることを目的とする。

2) 事業方式

PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。本書では選定事業者とSPCは同義）が本施設を設計・建設し、当該施設の所有権を市に移管した後、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を行う、いわゆるBTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成40年3月末日までとする。

- ・ 施設整備期間 平成24年1月から平成25年6月まで
- ・ 開業準備期間 平成25年7月から平成25年8月まで
- ・ 維持管理・運営期間 平成25年9月から平成40年3月31日まで

なお、事業期間終了日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

4) 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、「要求水準書」に示すものとする。

(1) 施設整備業務

選定事業者は次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。なお、配送対象となる各学校の配膳室について必要が生じた場合は市が行う。

- ・ 事前調査等業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務及び工事監理業務
- ・ 調理設備調達・設置業務
- ・ 調理備品・事務備品調達業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事業用地内の既存施設の解体撤去等業務

（２）開業準備業務

選定事業者は維持管理・運營業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

（３）維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 外構・植栽維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 調理備品・事務備品の保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ・ 配送車両調達・維持管理・更新業務

（４）運營業務

選定事業者は次に掲げる運營業務を行う。

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残滓等処理業務
- ・ 給食配送・配膳・回収業務

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は、次のとおりである。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達・検収業務
- ・ 検食
- ・ 見学者の受け入れ
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 食数調整業務
- ・ 米飯・パン・麺等・デザート類の一部及び牛乳の調達・各配送校への運搬業務
- ・ 直接搬入品の容器等回収業務

第3 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、落札者の決定は同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた落札方式による一般競争入札によるものとする。

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

平成23年4月5日（火）	入札公告（入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）等の公表）
平成23年4月19日（火）	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成23年4月22日（金）	入札説明書等に関する質問・意見（第1回）の受付締切
平成23年5月20日（金）	入札説明書等に関する質問・意見（第1回）に対する回答公表
平成23年6月1日（水） ～6月3日（金）	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
平成23年6月10日（金）	参加資格審査結果の通知
平成23年6月20日（月）	入札説明書等に関する質問・意見（第2回）の受付締切
平成23年7月15日（金）	入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する回答公表
平成23年8月4日（木）	提案書の受付・入札及び開札
平成23年8月～9月	事業者ヒアリング
平成23年10月	落札者の決定及び公表、基本協定の締結
平成23年11月	仮事業契約締結
平成23年12月	事業契約議決、事業契約の締結

第4 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運營業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ② 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ③ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う者
構成員：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ④ 代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。
- ⑥ 落札者は、仮契約締結までに鶴ヶ島市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行

ってはならない。

- ⑦ 構成員は、SPC から受託した又は請負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- ⑧ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を入札参加者に含めることができることとする。

2) 構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成 14 年度以降に、1,500 m²以上の公共施設の設計完了実績を有していること。
- ④ 平成 14 年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の設計完了実績を有していること。
- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。

(2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成 14 年度以降に、1,500 m²以上の公共施設の工事監理完了実績を有していること。
- ④ 平成 14 年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の工事監理完了実績を有

していること。

- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。

（3）建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項に定める「建築一式工事」の総合評定値が 850 点以上であること。
- ④ 平成 14 年度以降に、1,500 ㎡以上の公共施設にて、元請又は JV の幹事会社として完工した実績を有していること。
- ⑤ 建築工事にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（4）維持管理企業

構成員である維持管理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

（5）運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ② 参加表明時点で、学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

3）構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成 18 年 8 月 31 日告示第 519 号）に規定する措置要件に該当する者。
- ③ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者。
- ⑦ 鶴ヶ島市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成 8 年 8 月 14 日告示第 332 号)に規定する措置要件に該当する者。
- ⑧ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。
※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
 - ・ 玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・ 西脇法律事務所
- ⑨ 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- ⑩ 直近 3 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、入札参加者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

2 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 著作権等

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、事前に協議の上、市は入札書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本事業に関する入札書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- ① 入札者の記名押印のない入札又は記入した事項の判読できない入札

- ② 金額を訂正した入札
- ③ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- ④ 委任状を持参しない代理人のなした入札
- ⑤ 2 通以上の入札書を提出した者又は 2 人以上の入札者の代理をした者がした入札
- ⑥ 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- ⑦ 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ⑧ 虚偽の記載をした入札
- ⑨ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- ⑩ その他入札の条件に違反した入札

9) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金 6,001,749 千円（消費税及び地方消費税除く。）である。

また、本事業に関する債務負担行為については、平成23年3月16日に、鶴ヶ島市議会の議決を得ている。

10) その他

入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3 入札に関する手続き

1) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、平成23年4月5日（火）に入札公告を行う。入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の公表は、市のホームページに掲載することにより行い、紙媒体での個別の交付は行なわない。

2) 入札説明書等に関する説明会

<入札説明書等に関する説明会の開催>

開催日時	【説明会】 平成 23 年 4 月 19 日（火） 10 : 30 ~（1 時間程度）
	【給食配送校見学会（小・中学校各 1 校）】 平成 23 年 4 月 19 日（火） 13 : 30 ~ 14 : 30（各校 15 分程度）

	<p>【現地見学会】 平成 23 年 4 月 19 日（火） 15：00～16：00（1 時間程度）</p>
開催場所	<p>【説 明 会】 鶴ヶ島市役所 5F 504 会議室</p> <p>【給食配送校見学会】 「鶴ヶ島第一小学校」及び「鶴ヶ島中学校」 集合場所：鶴ヶ島第一小学校（鶴ヶ島市大字脚折 1855 番地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鶴ヶ島第一小学校と鶴ヶ島中学校には駐車場がないので、車は市役所に駐車すること。（市役所から約 450m・徒歩 6 分） ■ 見学は配送車両の進入路、配膳室の搬入口までとし、配膳室内の見学は行わない。 ■ 見学会以外で、個別に学校を訪問することは厳に慎むこと。 <p>【現地見学会】 事業用地（現地集合） （旧鶴ヶ島市青少年野外活動施設：太田ヶ谷 79 番地 2 他）</p>
申込方法	<p>平成 23 年 4 月 15 日（金） 17 時までに様式 1 に必要事項を記載の上、電子メールにて送付すること。電子メールにより受領した場合は、市から受領した旨を知らせるメールを返信する。</p>
備考	<p>説明会で資料の配布は行なわないので、各自持参すること。</p>

3) 入札説明書等に関する質問・意見（第 1 回）の受付

入札説明書等に関する質問・意見（第 1 回）を次のとおり受け付ける。

受付期限：平成 23 年 4 月 22 日（金） 17 時まで

提出方法：様式 2～4 に必要事項を記載の上、電子メールにて送付すること。

4) 入札説明書等に関する質問・意見（第 1 回）に対する回答

質問・意見に対する回答（第 1 回）は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 23 年 5 月 20 日（金）までに市のホームページで公表する。

5) 入札参加表明書、参加資格確認申請書類の受付

入札参加希望者からの入札参加表明及び入札参加資格審査に必要な書類を受け付ける。

なお、入札参加表明書を提出した後に入札を行わないこととした場合は、入札辞退届（様式2-1）を平成23年7月29日（金）までに、直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便（以下「郵送」という。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

〈入札参加表明書、入札参加資格確認に必要な書類の受付〉

日時	平成23年6月1日（水）～平成23年6月3日（金） 8：30～17：00（但し、12：00～13：00を除く。）
受付場所	鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当 （鶴ヶ島市庁舎5階）
提出書類	入札参加表明書（様式1-1） 参加資格確認申請書及び添付書類（様式1-2～1-11）
提出方法	直接持参又は郵送により提出すること。（なお、郵送の場合は期限までに必着のこと。）
提出部数	各2部

提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。

提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

受付期限日までに入札参加表明書と参加資格確認申請書を提出しない入札参加者及び参加資格がないとされた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

6) 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格を確認し、その結果を代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、平成23年6月24日（金）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

9) 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する受付

入札説明書等に関する質問・意見（第2回）を次のとおり受け付ける。

受付期限：平成23年6月20日（月）17時まで

提出方法：様式2～4に必要事項を記載の上、電子メールにて送付すること。

10) 入札説明書等に関する質問・意見（第2回）に対する回答

質問・意見（第2回）に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、

平成23年7月15日（金）までに市のホームページで公表する。

11) 入札書及び提案書の受付

入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書を提出すること。

〈入札書及び提案書の受付〉

日 時	平成 23 年 8 月 4 日（木） 9：00～12：00
受付場所	鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当 (鶴ヶ島市庁舎 5 階)
提出書類 ・ 提出部数	① 入札書（様式 3-4） 封筒に入れ、密封し、入札参加者名を表記して 1 部提出 ② 提案書 入札書類提出書（様式 3-1）は、1 部提出 提案書（様式 3-2 から様式 8-13）は、次の内容とし、各々 正 1 部、副 20 部提出 ・ 設計・建設業務提案書 ・ 維持管理業務提案書 ・ 運営業務提案書 ・ 事業計画提案書 ・ 上記のデータを収納した CD-R または DVD-R (正にのみ添付)
提出方法	直接持参又は郵送により提出すること。 ただし、郵送の場合、前日の17時までに必着のこと。
留意事項	提出するデータは次のとおりとする。 ・ 提案書（Word 形式） : Word 形式又は PDF 形式 ・ 提案書（Excel 形式） : Excel 形式（計算式は残すこと） ・ 図面関係図書（設計図書等） : PDF 形式

12) 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのもとで行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札参加者の入札した入札金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を発表する。開札の段階では、入札価格の公表は行わない。

なお、入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならず、また、入札参加者の連合（談合）その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められる場合又はそ

のおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。後日、不正な行為が判明した場合には、契約を締結しない、もしくは契約の解除等の措置をとることがある。

〈開札〉

日 時	平成 23 年 8 月 4 日（木） 13：30
開札場所	鶴ヶ島市役所 504 会議室（鶴ヶ島市庁舎 5 階）

13) その他

- ① 市が提示する資料及び質問・意見に対する回答は、入札説明書等と一体のものであるため、その内容も踏まえて、提案書等を作成すること。
- ② 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業のグループの構成員のいずれかが、入札書及び提案書の受付期限日において、入札参加者の備えるべき参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は入札参加資格を失い、本事業の入札に参加することができない。
- ③ 入札書及び提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。
- ④ 開札場所への立ち入りは、1 入札参加企業のグループにつき3名までとする。

第5 入札書類の審査及び落札者の決定

落札者の決定は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素を含めた総合評価落札方式による一般競争入札により行う。

1 審査委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、学識経験者及び市職員で構成する『鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業に係るPFI事業者等審査委員会』（以下「審査委員会」という。）を設置しており、当該審査委員会において最優秀提案者の選定を行う。市は、審査委員会の審査の結果を踏まえ、落札者を決定する。審査委員は、次のとおりである。なお、審査委員会は、非公開である。

[敬称略]

役 職	委 員 名	所 属 等
委員長	上 山 邦 雄	城西大学経済学部 教授〔経済学部長〕
副委員長	秋 山 哲 一	東洋大学理工学部 教授〔建築学科（計画マネジメント系）〕
委 員	堀 端 薫	女子栄養大学 専任講師〔給食システム研究室〕
委 員	瀧 嶋 利 明	鶴ヶ島市副市長
委 員	新 井 周 平	鶴ヶ島市教育委員会 教育長

注) 各委員に対し、質問等を行うことは控えること。

2 審査の手順及び方法

最優秀提案者の選定のための審査の手順及び方法は、次のとおりである。なお、詳細は「落札者決定基準」による。

1) 資格審査

市は、参加資格確認申請書類に基づき、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格確認の結果を入札参加者に通知する。資格要件不備の場合は、失格とする。

2) 提案審査（基礎審査）

(1) 入札書類・入札価格の確認

市は、提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに形式上揃っているかを確認し、その上で入札書及び提案書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は、失格とする。

（２）基礎項目審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す審査項目を満たしているかについて審査を行う。一項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

３）提案審査（加点項目審査及び価格審査）

審査委員会は、提案書に記載された内容（加点審査項目）について、落札者決定基準に基づいて点数化する。併せて、入札価格についても点数化する。価格評価点と加点項目審査による提案点の合計が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定する。

４）ヒアリング

提案書の審査に当たって、入札参加者に対して提案書の内容についてヒアリングを行う予定である。ヒアリングの開催日時、開催場所、準備書類等については、事前に代表企業へ通知する。

３ 落札者の決定

市は、審査委員会の審査により選定した最優秀提案者を踏まえ落札者を決定する。その結果は当該落札者及び入札参加者に通知するとともに、本市のホームページで公表する。

当該決定の通知が落札者に到達した後、速やかに基本協定を締結するものとする。

PFI 法第 8 条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要件・要求を満たしていない場合は失格とする。

1 事業用地等

1) 敷地条件

所在地	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸 79 番地 2 同 字沼北 176 番地 2
敷地面積	約 6,774 m ² （公簿面積）
地目	山林
用途地域	無指定（市街化調整区域）
防火・準防火地域	なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
道路斜線制限	1.5
隣地斜線制限	31m＋2.5
日影規制	あり
前面道路幅員に乗じる容積率算定係数	0.6
所有権者	鶴ヶ島市

2) 敷地条件に関し留意すべき事項（建築物等の配置について）

事業用地内には、都市施設（都市計画道路 川越鶴ヶ島線）の区域が含まれ、かつ、市道 315 号線については、拡幅の予定があるので、建築物及び容易に移設や撤去ができない設備等は、要求水準書 参考資料-3 の区域内に配置すること。

なお、都市計画道路 川越鶴ヶ島線及び市道 315 号線拡幅整備の時期は未定である。

都市施設（都市計画道路 川越鶴ヶ島線）の区域及び市道 315 号線の拡幅の予定区域については、緑地や駐車場等として利用することは可能とする。

敷地面積（約 6,774 m²（公簿面積））から、都市施設（都市計画道路 川越鶴ヶ島線）及び市道 315 号線の拡幅の予定区域を除いた場合（約 4,300 m²程度）でも、建ぺい率・容積率等建築形態規制に適合させるようにするものとする。

2 施設の設計・建設、維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務につい

ては、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3 市への施設の所有権の移転に関する条件

選定事業者は、平成25年8月末日までに施設を市に引渡し、所有権を移転すること。その際、事業契約書に示す目的物引渡書に記入の上、市の所定の検査・確認を経て施設の引渡しと所有権の移転が完了するものとする。

4 事業計画の提案に関する条件

1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って提案書を作成し、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにすること。

(1) 一時支払い金

市は、施設整備に係るサービスの対価の一部として一時支払い金を選定事業者を支払うことを想定している。

なお、この一時支払い金は、国庫補助金（安全・安心な学校づくり交付金）及び地方債（学校教育施設等整備事業債（新增築・更新分）及び同（施設に係る単独事業分））をもって充てる予定であり、金額は、本入札公告時点では 995,000 千円を想定している。（平成 22 年度の当該交付金の配分基礎額の単価等を基に試算）

実際の支払い額は、選定事業者が提案する施設整備に係る工事費・工事内容（本施設の構造・調理設備の設置状況）や補助単価の変更により提案時の金額とは異なることがあることを理解願いたい。

また、一時支払い金は、施設整備に係る工事費（建築工事・設備工事・調理設備）の 3/4 の範囲内で想定しており、支払い時期は、平成 25 年 12 月末日までに支払う予定である。

(2) 割賦料

市は、選定事業者が実施する施設整備業務及び開業準備業務のサービス対価として、入札参加者が提案した施設整備業務及び開業準備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払い金を控除した額を元本の金額として、係る元本に入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間14年7ヶ月の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年4回、四半期ごとに選定事業者を支払う。

割賦料は、平成25年度第2四半期分（平成25年9月1日～9月30日）を初回として支払うものとする。以後年4回、平成39年度第4四半期分（平成40年1月1日～3月31日）までの59回の平準化した支払いとする。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、元本の金額及びスプレッドを提案することとする。基準金利は、平成23年6月1日の利率を用いて割賦料を提案することとするが、事業期間における実際の支払い額は、本施設の引き渡し予定日の2金融機関営業日前（金融機関の営業日でない場合にはその前営業日。平成25年8月末日頃）の基準金利を適用し算定される額とする。

なお、基準金利は、TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする。

消費税及び地方消費税は割賦元本化されていることから、市は施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務及び開業準備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

（3）委託料

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、委託料として維持管理及び運営の期間にわたり年4回選定事業者を支払う。

委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定する。委託料は、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックス：消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」））を勘案して定める額とする。

委託料の支払い期間は、14年7ヶ月とし、平成25年度第2四半期分（平成25年9月1日～9月30日）を初回として支払うものとする。以後年4回、平成39年度第4四半期分（平成40年1月1日～3月31日）までの59回の平準化した支払いとする。

委託料は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金が含まれることを想定している。

固定料金は、各四半期において、入札参加者が提案する一定の額を支払い、変動料金は、各四半期において提供した給食数の合計に、入札参加者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。

提案書の提出時には、入札参加者は、次の年間合計提供食数があるものとして、入札額を提案すること。

入札額算定に用いる年間提供給食数

年 度	提供食数（千食）
平成25年度	827 （平成25年9月～平成26年3月）
平成26年度	1,293

平成27年度	1,296
平成28年度	1,278
平成29年度	1,243
平成30年度	1,209
平成31年度	1,174
平成32年度	1,140
平成33年度	1,117
平成34年度	1,093
平成35年度	1,070
平成36年度	1,046
平成37年度	1,023
平成38年度	1,009
平成39年度	995

※想定人数（児童数＋教職員数等）×200食/年として算定

（注）なお、実際の給食提供日数は196日（平成21年度）

2）提供給食数

（1）提供対象者数

市は、給食の運營業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（給食を提供すべき児童生徒と教職員等を合算した人数）が4,000人以上となることを前提に提案書を求めることとする。

市は、6,500食/日（ただし、平成25～27年度に限り6,700食/日）を超える要求は行わない。

（2）提供給食数の決定方法

市が予め想定する提供対象数に対し、児童の転出入、教職員用給食、学校行事開催等を踏まえ、市は、選定事業者に対し、提供日の属する月の前月15日頃までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）の指示を行う。

予定給食数の指示後、見学者用給食及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更が生じた場合は、提供日の2日前（ただし、該当日が市の条例で定める市の休日にあたる場合は、当該休日を除く2日前）の17時までに市から選定事業者に対し、当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

（詳細は要求水準書を参照のこと。）

この予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内とすることを基本とする。変更食数がプラス200食を超える場合は、予定給食数から200を加えた数に乙が応諾した食数、変更給食数がマイナス200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数が4,000食/日未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

（3）提供給食数と変動料金の算定方法

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

場合別の提供給食数と変動料金算定基礎

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
+200食超	予定給食数+200食 +選定事業者の応諾した食数	同左
±200食	実施給食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

（4）選定事業者従業員用給食

本事業の対象外ではあるが、選定事業者の従業員用の給食については、100食を限度に市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に調理に要した費用を合算した額）を徴収する。

3）予想されるリスクと責任分担

（1）リスクと責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

（２）リスク分担

市と選定事業者との責任分担は、事業契約書（案）に示す。

事業契約に示されていない事項は、双方の協議により定めるものとする。

４）提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

５）保険

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は業務の受託者をして、施設整備に対しては建設工事保険及び第三者賠償保険に、維持管理・運営に対しては賠償責任保険に加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく市へ提示するものとする。

また、前述の保険以外にリスク対応のために必要と考える場合は、提案により加入するものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を執ることとする。

1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2) 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について

協議を行った上で、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

1) 法制上及び税制上の措置

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2) 財政上及び金融上の支援

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

市は、施設整備に係る国庫補助金及び地方債を、選定事業者に支払う施設整備に係るサービスの対価の一部としての一時支払い金に充当する予定である。選定事業者は、市が行う補助金交付に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

3) その他の支援

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

4) 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の継続性を確保するため、市は選定事業者に対し融資を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

4 事業の実施状況の監視

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運営業務について、定期的にモニタリング（監視）を行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

災害や事故発生の緊急時等においては、市は必要に応じて、選定事業者からの受託者等と直接連絡調整を行うことができることとする。

5 支払手続き

1) 一時支払い金

本施設を市に引き渡し所有権を移転した後、市は、一時支払い金を、平成 25 年 12 月末日までに選定事業者に支払う。

2) 割賦料

市は、割賦料を平成 25 年度から平成 39 年度にわたり四半期毎に支払う。

なお、割賦料は、本施設の市への所有権移転後、選定事業者からの割賦料の請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

3) 委託料

- ① 選定事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提出する。
- ② 市は、業務報告書受理後10日以内に履行確認を選定事業者に通知する。
- ③ 選定事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。
- ④ 市は選定事業者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

第8 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

1) 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮契約締結までに、SPC(特別目的会社)を設立する。SPCは、会社法(平成17年法律第86号)の定める株式会社として鶴ヶ島市内に設立するものとする。

なお、SPCから直接業務の受託・請負をする代表企業及び構成企業のみがSPCに出資できるものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。

(3) 仮契約の締結

市はSPCとの間で、事業契約書(案)及び入札書及び提案書に基づき、仮契約を締結するものとする。

(4) 事業契約の締結

事業契約(仮契約)には、SPCが遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営等に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

事業契約の締結(仮契約)に当たっては、条文の意味を明確化するための文言の修正など軽微な事項を除き、事業契約の文意や内容の変更は出来ないものとする。

(5) 事業契約の締結に至らなかった場合

SPCの事由により事業契約の締結(仮契約)に至らなかった場合は、市は違約金を請求することができる。また、市の事由により事業契約の締結(仮契約)に至らなかった場合は、SPCは損害賠償を請求することができる。

なお、市及びSPCの責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結(仮契約)に至らなかった場合は、市及びSPC(落札者を含む)が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

(6) 事業契約の締結に係る費用の負担

事業契約の締結(仮契約含む)に係るSPC側の弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

（7）事業契約の効力の発生

本事業契約は、PFI法第9条の規定により、鶴ヶ島市議会の議決を経た後締結し、効力を生じるものとする。（鶴ヶ島市議会 平成23年第4回定例会目途）

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及びSPC（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

2）契約保証金

SPC は、施設整備業務の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、施設の引渡しまでの間、鶴ヶ島市財務規則（平成4年3月31日規則第8号）に基づき、契約保証金の納付又はその他の方法による保証を付さなければならない。

本事業契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する工事履行保証契約により契約保証金の納付免除を受けようとする場合には、市を被保険者としたときは直ちにその保証証券を市に提出し、SPC等を被保険者としたときはSPCの負担により、その保険金請求権に事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定するものとする。

2 その他

落札者が事業契約を締結しない場合は、総合評価落札方式による一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により事業契約を締結する。

第9 入札説明書等に関する問い合わせ

入札説明書等に関する問い合わせや連絡先は、次のとおりである。

担当部署：鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当
住所：〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1
電話：049-271-1111（内線 535）
FAX：049-271-4280
電子メール：10800090@city.tsurugashima.lg.jp
ホームページアドレス：http://www.city.tsurugashima.lg.jp/education/kcenter_koushin/